

期間限定

引っ越しシーズンの休日窓口を開設します！

休日窓口は、平日に比べて混雑も少なく、比較的スムーズな手続きが可能です。お仕事などで平日の来庁が難しい場合などにはぜひご活用ください。

開設日 3月30日(日)、4月6日(日)、8時30分～17時15分

開設窓口 市役所1階市民課 ※市民窓口事務所では実施しません。

取扱内容

- ①住所の異動(転出、転入、転居等)
- ②届出書の受付(婚姻、離婚、出生、死亡等)
- ③各種証明書の交付(住民票、戸籍、税証明等)
※一部発行できない税証明があります。
- ④印鑑登録、印鑑登録証明書の交付
- ⑤自動車臨時運行許可証(仮ナンバー)の交付
- ⑥国民健康保険及び国民年金の加入・脱退
- ⑦国民健康保険資格確認書等の再交付
- ⑧旅券(パスポート)の交付(申請は対象外)
- ⑨マイナンバーカードの交付(予約制)
※交付を受ける際は開設日の5日前までに必ずご連絡ください。

☎市民課 ☎055-934-4721

便利なサービスをご利用ください

◆自宅近くの窓口サービス

各市民窓口事務所でも、届出や証明書の交付が受けられます。

受付時間 8時30分～17時15分(平日のみ)

※休日窓口は開設しません。



取扱内容

- ①住所の異動(転出、転入、転居等)
- ②届出書の受付(婚姻、離婚、出生、死亡等)
- ③各種証明書の交付(住民票、戸籍、税証明等)
- ④印鑑登録、印鑑登録証明書の交付
- ⑤マイナンバーカードの交付等
- ⑥国民健康保険及び国民年金の加入・脱退
- ⑦国民健康保険証の再交付
- ⑧葬祭費の申請受付 など

名称	所在地	電話番号
浮島	平沼375-1	055-966-2009
原	原1200-3	055-966-1001
愛鷹	東原358-1	055-966-2490
片浜	大諏訪46-1	055-962-2083
金岡	江原町3-1	055-921-2084
大岡	大岡2357-1	055-921-2085
大平	大平2197-1	055-934-3290
静浦	獅子浜34	055-931-3004
内浦	内浦三津249-3	055-943-2044
西浦	西浦立保22-1	055-942-2002
戸田	戸田1294-3	0558-94-3111

窓口より100円お得！

◆証明書のコンビニ交付サービス

全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で、住民票の写し・印鑑登録証明書などの証明書の交付が受けられます。

市役所窓口の閉庁時間でも利用でき、お住まいの市区町村に関わらずお近くのコンビニエンスストアで証明書を取得できます。サービス利用には、マイナンバーカードまたは電子証明書が搭載されたスマートフォンが必要です。



証明書等の種類	利用時間	対象	手数料
住民票の写し	6時30分～23時 (年末年始を除く)	現在の住所のもの(住民票コードの記載不可)	200円
印鑑登録証明書		印鑑登録している人	200円
戸籍の全部事項証明書・ 個人事項証明書		本籍地・住所がともに沼津市にある人の現在戸籍	350円
課税証明書 (最新年度のみ)		沼津市に課税情報のある本人のみの証明書	200円

※3月15日(土)～17日(月)・27日(木)は、システムメンテナンスのためサービスを利用することができません。

※通知カード、住民基本台帳カード、市民カードではサービスを利用することができません。

※マイナンバーカードの申請や受取の際、利用者証明用電子証明書の発行を希望しなかった人は利用できません。



新生活をスタート！

春は、進学や社会人生活のスタートなどで引っ越しをする人が多い季節です。引っ越しに関する手続きなどについてお知らせします。
☎市民課 ☎055-934-4720

◆引っ越しが決まったら、手続きを忘れずに！

引っ越しをしたら14日以内に住民異動届を提出してください。また、アパート・マンション等の方書がある場合は、忘れずに記入してください。

届出には本人確認が必要です。本人確認書類以外の持ち物は以下のとおりです。

届出の種類	必要なもの	届出の期間
転入(本市に引っ越しをしてきた人)	・前に住んでいた市区町村発行の転出証明書 ・在留カード等(外国籍の人) ・マイナンバーカード、住民基本台帳カードのうち交付を受けているもの	引っ越しをした日から14日以内
転出(本市から引っ越しをする人)	・国民健康保険証または資格確認書(加入者のみ) ・後期高齢者医療被保険者証または資格確認書(該当者のみ) ・印鑑登録証(本市で印鑑登録している人) ・介護保険被保険者証(65歳以上の人)	引っ越しをする日の前後14日以内
転居(市内で引っ越しをした人)	・国民健康保険証または資格確認書(加入者のみ) ・後期高齢者医療被保険者証または資格確認書(該当者のみ) ・介護保険被保険者証(65歳以上の人) ・在留カード等(外国籍の人) ・マイナンバーカード、住民基本台帳カードのうち交付を受けているもの	引っ越しをした日から14日以内
国民健康保険及び国民年金の加入・脱退	・社会保険の加入証明書または脱退証明書 ・国民健康保険証または資格確認書(加入者のみ) ・国民年金手帳 ・在留カード等(外国籍の人)	速やかに

◆本人確認書類の提示が必要です

第三者が無断で届出を行うことを防止するため、住民異動届、戸籍届出(認知、婚姻、離婚、養子縁組、離縁)の際には、**本人確認書類**の提示等が必要です。また、代理人が住民異動届をする場合は委任状が必要です。

本人確認書類…運転免許証、旅券(パスポート)、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真付き)など、顔写真のある官公署発行の身分証明書
※住民異動届及び証明書交付は、下記のいずれか2つでも可。
健康保険証、資格確認書、年金手帳、社員証、学生証、銀行等の預貯金通帳等
※有効期限内のものに限ります。

◆各種証明書の申請時にご用意ください

各種証明書の申請時に本人確認書類が必要です。

- ・**戸籍の全部(個人)事項証明書**
※直系親族以外の申請は、委任状が必要です。
- ・**住民票の写し**
※同一世帯以外の人からの申請は、委任状が必要です。
- ・**印鑑登録証明書**
※印鑑登録証または印鑑登録済みの市民カードが必要です。

出生・死亡や住所の変更等の届出は、法律で義務付けられています。

◆オンラインで転出届を提出できます！

転出届は、マイナポータルを利用したオンラインでの届出ができます。このサービスを利用すると、転出に当たり沼津市役所への来庁が原則不要となります。電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちで、日本国内での引っ越しをする人が対象です。単身での引っ越しのほか、同一世帯員、自分以外の世帯員の引っ越しでも利用できます。

※マイナポータルを利用して転出届を提出した後は、別途転入先の市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。



◆水道の手続きもお忘れなく！

【開始】 「水道使用開始申込書」(はがき)に記入して投函し、水道を使用してください。はがきが見当たらないときは、お問い合わせください。

【中止】 水道を最後に使用する日の3日前までにご連絡ください。 ☎水道サービス課 ☎055-934-4853